

市が所有権を有し公共の用に供している道路及び水路の財産処理に関する
事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令及び伊勢原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年伊勢原市条例第19号）、伊勢原市法定外公共物管理条例（平成12年伊勢原市条例第28号）及び伊勢原市公有財産規則（昭和53年伊勢原市規則第4号）に定めるもののほか、市が所有権を有し、道路又は水路として公共の用に供している道路敷地及び道路附属物又は水路敷地及び水路構造物の財産（以下「道水路公共用財産」という。）の管理、取得及び処分に係る事務手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(境界確認協議)

第2条 道水路公共用財産に隣接する土地所有者（申請者）から、境界確認を求める協議があるときは、伊勢原市境界査定取扱規則（昭和48年伊勢原市規則第24号）により、道水路公共用財産主管課において確認協議を行い、協議結果は機能管理主管課に通知するものとする。

(付替)

第3条 道水路公共用財産の付替を申請をしようとする者は、付替申請書（第1号様式）に、道水路公共用財産の施設及び敷地又は付替施設及び敷地に係わる次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 現況平面図
- (4) 付替計画図
- (5) 求積図
- (6) 工作物構造図
- (7) 断面図
- (8) 雨水排水計画図
- (9) 利害関係人の承諾書（印鑑登録証明書付）（第2号様式）
- (10) 境界確定図
- (11) 土地の全部事項証明書
- (12) 構造計算書その他市長が必要と認める書類（例：自治会の同意書等）

2 付替の承認審査は、機能管理主管課の意見を聴取し、次の各号のいずれにも該当するときに限り承認するものとし、付替承認書の交付により行うものとする。

- (1) 付替施設は、法令及び市長が定める基準に適合しているとともに、機能及び構造が道水路公共用財産の施設と同等以上であり、市に寄附されることが明確なこと。
- (2) 申請者が、付替施設敷地及び道水路公共用財産の敷地の土地処理をこの事務処理要綱の定めにより行うことが明確なこと。
- (3) 付替施設及び敷地に、占用物件が設置されるときは、管理者が明確であり、市長が定める占用許可基準に適合しており、付替敷地の所有権が市に移転後、管理者より速やかに占用許可申請がされることが明確なこと。
- (4) 付替により不用となる道水路公共用財産に占用物件があるときは、付替に占用者の承諾が得られており、かつ、申請者又は占用者の費用負担により占用物件の撤去を行う誓約がされているとき。
- (5) 土地境界が確定しており、付替に利害関係人の承諾が得られていること。

3 審査結果は、機能管理主管課に通知するものとする。

(寄附受入)

第4条 自己の所有地を道水路公共用財産とする目的で寄附をしようとする者は、伊勢原市私道等の寄附に関する取扱要綱（平成7年伊勢原市告示第68号。以下「私道の市道化要綱」という。）に該当する事案については、私道の市道化要綱による手続により、それ以外の事案については、この事務処理要綱により手続を行うものとし、土地寄附申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、付替の承認による寄附申請のときは、重複する書類は写しとすることが出来るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 地積測量図
- (4) 境界確定図
- (5) 寄附しようとする土地の全部事項証明書
- (6) 土地所有権移転登記承諾書
- (7) 印鑑登録証明書。申請者が法人の場合は、資格証明書及び代表者の印鑑登録証明書
- (8) 寄附される施設構造物の構造図及び断面図
- (9) 地下埋設物件等の調書
- (10) 構造計算書その他市長が必要と認める書類

2 寄附受入審査は、機能管理主管課の意見を聴取し、道路整備若しくは道路管理事業又は水路整備若しくは水路管理事業で寄附を必要とするときを除き、次に掲げる各号に該当するときに限り受け入れるものとし、土地寄附受入通知書の交付により行うものとする。

- (1) この要綱による道水路公共用財産の土地処理に伴う寄附であること若しくは道路又は水路の機能を強化するものと認められるものであること。
- (2) 寄附される施設構造物は、法令及び市の基準に適合していること。
- (3) 原則として、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 寄附しようとする土地に、占用物件等があるときは、管理者が明確で、市長が定める占用許可基準に適合しており、敷地の所有権が市に移転後、遅滞なく占用許可申請がされることが明確なこと。

3 審査結果は機能管理主管課に通知するものとする。

(用途廃止)

第5条 道水路公共用財産の用途廃止申請をしようとする者は、用途廃止申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。ただし、付替の承認による用途廃止申請のときは、重複する書類は写しとすることが出来るものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 現況平面図
- (4) 求積図
- (5) 利害関係人の承諾書（印鑑登録証明書付）（第2号様式）
- (6) 境界確定図
- (7) 土地の全部事項証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類（例：自治会の同意書、誓約書等）

2 用途廃止の審査は、機能管理主管課の意見を聴取し、次の各号に掲げるときに限り用

用途廃止するものとし、用途廃止決定通知書により行うものとする。

- (1) 第3条の付替の承認又はその他の事由により、付替施設敷地が第4条により寄附され、道水路公共用財産が不用となったとき。
 - (2) 第3条の付替の承認又はその他の事由により、付替施設敷地と道水路公共用財産との交換により、道水路公共用財産が不用となる時。
 - (3) 道水路公共用財産が現に機能を喪失し、将来的にも機能回復する必要がないことが明らかであり、申請者が用途廃止後、市が指定した価格で払い下げを受けることを誓約しているとき。
 - (4) 道水路公共用財産の土地境界が確定しており、用途廃止に利害関係人の承諾が得られているとき。
 - (5) 用途廃止する道水路公共用財産に占有物件があるときは、用途廃止に占有者の承諾が得られており、かつ、申請者又は占有者の費用負担により撤去を行う誓約がされているとき。
 - (6) 用途廃止に伴い測量・登記費用が生ずるときは、申請者が負担することが明確であるとき。
- 3 用途廃止した道水路公共用財産は、用途廃止を告示し、法令に不用物件管理期間が定められているときは期間経過後、法令に定めがないときは速やかに、普通財産主管課に管理引継書及び次の各号に掲げる書類を添付し引継ぐものとする。
- (1) 用途廃止申請書及び添付図書の写し。ただし前項の誓約書は原本
 - (2) 用途廃止の決裁及び決定通知書の写し
 - (3) 用途廃止した土地の全部事項証明書
 - (4) 第3条の付替の承認又はその他の事由により、付替施設敷地が第4条により寄附されているときは、土地寄附申請書、土地寄附受入通知書の写し及び土地の全部事項証明書
 - (5) 第3条の付替の承認又はその他の事由により、付替施設敷地と道水路公共用財産との交換による場合は、交換受地の土地の全部事項証明書
- 4 審査結果は機能管理主管課に通知するものとする。

(編入承認又は編入同意)

第6条 道水路公共用財産を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条若しくは土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第7条により編入する承認を求める申請をする者又は都市再開発法（昭和24年法律第38号）第7条の12若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条により編入する同意を求める者は、編入承認申請書又は編入同意申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 事業計画書又は事業概要書
- (4) 現況平面図
- (5) 計画平面図
- (6) 求積図
- (7) 工作物構造図
- (8) 断面図
- (9) 新旧対照図

- (10) 利害関係人の承諾書（印鑑登録証明書付）（第2号様式）
 - (11) 境界確定図
 - (12) 土地の全部事項証明書
 - (13) 構造計算書その他市長が必要と認める書類（例：自治会の周知確認書等）
- 2 編入の承認又は同意の審査は、機能管理主管課の意見を聴取し、次の各号に掲げるときに限り、承認又は同意するものとし、編入承認・編入同意通知書の交付により行うものとする。
- (1) 道水路公共用財産に替え、又は道水路公共用財産に付加して、新規施設を設置するときは、新規施設は法令及び市長が定める基準に適合しているとともに、機能及び構造は現況の道水路公共用財産の施設と同等以上であり、市に寄附されることが明確なこと。
 - (2) 道水路公共用財産に替え、又は道水路公共用財産に付加して、新規施設を設置するときは、新規施設及び施設敷地が市に帰属することが明確であり、市に所有権移転後、直ちに土地確定図の提出が誓約されること。
 - (3) 新規施設敷地として帰属される土地は、道水路公共用財産の敷地と等積以上であり、所有権以外の権利が設定されないこと。
 - (4) 道水路公共用財産に占用物件があり移設又は生ずるときは、申請者の負担で移設することが明確で、移設に占有者の了解が得られていること。
 - (5) 道水路公共用財産を存置するときは、当該施設の機能・目的を保全するとともに、市長と協議しその全部又は一部を整備すること。
 - (6) 新規施設及び敷地に、占用物件が設置されるときは、管理者が明確で、市長が定める占用許可基準に適合しており、所有権が市に移転後、管理者より速やかに占用許可申請がされることが明確なこと。
 - (7) 土地境界が確定しており、事業計画に利害関係人の承諾が得られていること。
 - (8) 良好な住環境の保全上、支障がないと市長が認めるとき。
- 3 審査結果は機能管理主管課に通知するものとする。
- （その他）

第7条 申請書並びに必要な書類及び図面は、それぞれ原則として2部提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
（市が所有権を取得し公共の用に供している道路の財産処理に関する事務処理要綱の廃止）
- 2 市が所有権を取得し公共の用に供している道路の財産処理に関する事務処理要綱（平成13年1月1日適用）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の市が所有権を取得し公共の用に供している道路の財産処理に関する事務処理要綱による申請に係るものについては、この告示による申請とみなすものとする。

附 則（令和4年2月16日告示第12号）

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市長

殿

申請者 住所
氏名

⑩

連絡先
(電話)

公共用財産（ ）の付替申請書

次の公共用財産（ ）の付替を承認願いたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 所在地 従前の位置
付替の位置
- 2 面積 従前の面積 m^2
付替の面積 m^2
- 3 理由
- 4 工事期間 承認の日から 日以内
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 公図写
 - (3) 現況平面図
 - (4) 付替計画図
 - (5) 求積図
 - (6) 工作物構造図
 - (7) 断面図
 - (8) 雨水排水計画図
 - (9) 利害関係人の承諾書（印鑑登録証明書付）
 - (10) 境界確定図
 - (11) 土地の全部事項証明書
 - (12) 構造計算書その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条、第5条、第6条関係）

承 諾 書

このたび、次の公共用財産（ ）を申請者
が ことについて、利害関係人として異議なく承諾
します。

1 公共用財産の種類

2 所在地

3 面積

4 その他

年 月 日

利害関係人（ ）

住 所

氏 名 ⑩

関係地番（伊勢原市 番 ）

伊勢原市長

殿

申請者 住 所
氏 名

連絡先
(電話)

土 地 寄 附 申 請 書

次の私有地を道路用地として寄附します。

1 土地の表示

2 寄附の理由

3 施設構造物の種別

4 添付書類

(1) 位置図 (2) 公図写 (3) 地積測量図 (4) 境界確定図 (5) 土地の全部事項証明書 (6) 土地所有権移転登記承諾書 (7) 印鑑登録証明書 (法人の場合は、資格証明書及び代表者の印鑑登録証明書) (8) 寄附される施設構造物の構造図及び断面図 (9) 地下埋設物件等の調書 (10) 構造計算書その他市長が必要と認める書類

伊勢原市長

殿

申請者 住 所
氏 名

⑩

連絡先
(電話)

公共用財産（ ）の用途廃止申請書

次の公共用財産（ ）の用途廃止を願いたく、関係書類を添えて申請します。

- 1 種 別 公共用財産（ ）
- 2 所在地 伊勢原市
- 3 面 積 m^2
- 4 理 由
- 5 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 公図写
 - (3) 現況平面図
 - (4) 求積図
 - (5) 利害関係人の承諾書（印鑑登録証明書付）
 - (6) 境界確定図
 - (7) 土地の全部事項証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

伊勢原市長

殿

申請者 住所
氏名

⑩

連絡先
(電話)

開発行為に伴う公共用財産（ ）の編入同意申請書

次の公共用財産（ ）を開発行為の施行区域に編入したいので、都市計画法第32条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 所在地 伊勢原市

2 編入面積 m^2

3 法第40条第1項による帰属面積 新 m^2
旧 m^2

4 用途廃止面積 m^2

5 存置面積 m^2

6 添付書類

(1) 位置図 (2) 公図写 (3) 現況平面図 (4) 計画平面図 (5) 求積図
(6) 工作物構造図 (7) 断面図 (8) 新旧対照図 (9) 利害関係人の承諾書 (印鑑登録証明書付) (10) 境界確定図 (11) 土地の全部事項証明書 (12) 構造計算書その他市長が必要と認める書類

(注)・各図面には開発区域を朱線で表示すること。
・写真添付の場合、編入箇所部分を朱線で表示すること。